

働きやすい介護職場応援制度実施要綱

(目的)

第1条 介護従事者の確保を図るため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる福祉・介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりに取り組むことで、働きやすい介護職場の環境整備と介護職場に対するイメージアップを図り、新規参入の促進、介護職員の定着を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 制度の実施主体は、三重県（以下「県」という。）とする。ただし、この制度の実施に係る事務等については、三重県社会福祉協議会への事業委託により実施するものとする。

(制度内容)

第3条 福祉・介護事業所が、職場環境の改善に取り組んでいる内容を「みえ働きやすい介護職場取組宣言」（以下「宣言」という。）として県へ申請し、これを県が証明するものとする。

- 2 宣言を行った事業所は、自らその取組を周知していくこととする。
- 3 県及び受託者は、ホームページ等で広報するなどの周知を行うものとする。

(対象事業所)

第4条 対象事業所は、三重県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所または施設とする。

(宣言事業所の要件)

第5条 宣言に取り組む事業所は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 介護保険法などの事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。
- 二 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- 三 「宣言」として県へ申請することに関して、従業者とともに事業所内で協議したうえで、具体的な取組内容や目標についての合意形成が図られていること。

(宣言内容)

第6条 事業所が取り組む内容は、別表に掲げる項目とする。

- 2 宣言に取り組む事業所は、別表の左欄の項目毎に、右欄に掲げる項目から2以上の取組を実施するものとする。
- 3 実施内容は、既に取り組んでおり今後も継続するもの、及びこれから新たに取り組んでいくものを対象とする。
- 4 別表右欄に掲げる項目の中に該当する取組がない場合には、左欄の項目内容を満たすと認められる独自の取組によることも可能とする。
- 5 宣言内容について、虚偽が認められる場合またはその他、必要があると認められる場

合には、宣言の証明を行わないことができる。

(申請手続き)

第7条 宣言に取り組む事業所は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言」申請書(様式1)(以下「申請書」という。)及びみえ働きやすい介護職場取組宣言書(様式2)(以下「宣言書」という。)に取組内容が確認できる書類を添えて、受託者に提出して行うものとする。

2 申請手続きは、事業所ごとに提出することを基本とするが、事業所を運営する法人が複数事業所で同一の取組を行う場合は、一括して申請することも可能とする。

(証明書の交付)

第8条 前条による申請があった場合には、受託者においてその内容を確認し、適当であると認められる場合は、申請書・宣言書及び「みえ働きやすい介護職場取組宣言」証明書(様式3)(以下「証明書」という。)を県へ提出するものとする。

2 前項による内容の確認にあたって、申請内容に疑義が生じる場合には、必要に応じて申請者へ確認を行うものとする。

3 県は受託者より申請書等の提出を受けた場合、その内容を確認し、適当であると認められる場合は、証明書へ公印を押印し、受託者から申請者へ交付させるものとする。

(宣言事項の取組)

第9条 前条第3項による証明書の交付を受けた事業所(以下「宣言事業所」という。)は、宣言を行った項目にかかる具体的な取組を実施するものとする。

(証明書の掲示)

第10条 宣言事業所は、自身が運営する主たる事業所のよく見える位置に証明書を掲示するものとする。

(宣言内容の公表)

第11条 受託者は、証明書を交付した事業所の名称、宣言内容等をホームページにおいて公表するものとする。

(有効期間)

第12条 証明書の有効期間(取組期間)は、宣言した日から起算して2年間とする。

(取組状況等の報告)

第13条 宣言事業所は、宣言した日から1年後における取組状況及び取組期間終了時における取組結果について、それぞれ期間終了日から20日以内に、みえ働きやすい介護職場取組宣言結果(状況)報告書(様式4)(以下「報告書」という。)による報告を受託者に提出するものとする。

2 前項による報告があった場合には、受託者においてその内容を確認し、適当であると認められる場合は、県へ報告書を提出するものとする。

- 3 状況報告及び結果報告にあたっては、取組前と取組後における離職率や新規採用募集への応募状況などにより、取組による効果を把握するものとする。
- 4 受託者は、第1項の報告内容をホームページにおいて公表するものとする。

(申請内容の変更)

- 第14条 宣言内容に変更があった場合は、速やかに「みえ働きやすい介護職場取組宣言」にかかる変更申請書(様式5)(以下「変更申請書」という。)を受託者に提出するものとする。
- 2 前項による変更申請があった場合には、受託者においてその内容を確認し、適当であると認められる場合は、県へ変更申請書を提出するものとする。

(宣言の更新等)

- 第15条 宣言事業所が、有効期間満了後において引き続き取組宣言に取り組む場合には、有効期間満了日の3ヶ月前までに、第7条による申請を再度行うものとする。
- 2 取組期間終了後、または取組期間中に新たな取組を実行しようとする場合には、改めて第7条の申請を行うこととする。

(宣言の取消)

- 第16条 宣言事業所が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、宣言の証明を取り消すことができる。
- 一 事業所から宣言辞退の申し出があった場合
 - 二 事業所が第5条に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - 三 事業所が宣言した内容に虚偽または誠実に取り組んでいないと認められる場合
 - 四 事業所が事業を廃止若しくは休止した場合
 - 五 その他、証明を取り消す必要があると認められる場合
- 2 前項2号に該当する事案が発生した場合は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言」宣言の取消事案発生にかかる申出書(様式6-1または様式6-2)を受託者に提出するものとする。
 - 3 第1項の規定による取消しを行った場合、第11条の規定に基づく公表内容を削除する。また、取消しを受けた事業所は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(宣言事業所に対する支援)

- 第17条 宣言事業所は「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」の名称を実行期間中に使用できるほか、受託者から、事業所における取組が円滑に進められるよう、次の支援を受けることができる。
- 2 受託者は、対象事業所の制度への積極的な参加を促すため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 県福祉人材センターが行う就職フェア等におけるブースの優先的配置
 - 二 小規模事業所等人材育成支援事業による人材の採用・育成・定着等に関するアドバイザー及び研修講師の派遣による支援

(その他の取扱い)

第 18 条 この要綱に定めのない事項の取扱いについては、県と受託者との協議のうえ、決定するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

取組項目	取組内容
人材育成とキャリアアップ支援の取組	人材育成計画の策定及び実施
	OJT の実施
	能力向上・資格取得への支援
	人材育成を目的とした面談の実施
	キャリアパス制度の導入
	その他 (上記以外)
職員の処遇改善と職場環境の改善のための取組	賃金水準の向上、昇給制度の導入
	休暇の積極的な取得に向けた取組の実施
	労働時間短縮に向けた取組の実施
	業務負担の軽減に向けた取組の実施
	福利厚生制度の充実
	魅力ある職場づくりのための取組の実施
	その他 (上記以外)
サービスの質の向上と職場のイメージアップに向けた取組	事業所の運営理念・方針の周知
	みえ福祉第三者評価の積極的な受審
	利用者・家族向け説明会の開催
	サービス提供状況の公表
	地域貢献活動、地域交流事業の実施
	ボランティアや実習生等の受入
	その他 (上記以外)